

医療費通知事業について

医療費通知事業とは

国土交通省共済組合では、国家公務員共済組合連合会との共同事業の一環として、組合員及びその被扶養者の方に医療費負担の仕組みやご自身の健康に対する認識を深めていただくとともに、病気、けが、出産などの給付事業の健全な運営に結びつけることを目的として、医療費の額等を「医療費のお知らせ」により通知しております。

通知内容

令和7年5月に医療機関を受診した、受診者氏名、医療機関名、診療区分(入院・外来・薬局等)、診療日数、医療費の総額が記載されています。

- ◆確定申告には使用できません
- ◆本通知書のほかマイナポータルでも医療費情報の閲覧が可能です
(ただし柔道整復(接骨院等)の療養費は含まれません)

【マイナポータル】 https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

※通知書は、世帯単位でまとめて組合員に配付いたしますが、組合員ご本人又は被扶養者から特段のお申出がない場合、本取扱いに「同意（默示）」いただいたものとさせていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。

なお、世帯ごとにまとめて配付することについて同意されない方、あるいはご相談を希望される方は、所属の共済事務担当者へお申し出ください。

医療費抑制に向けて

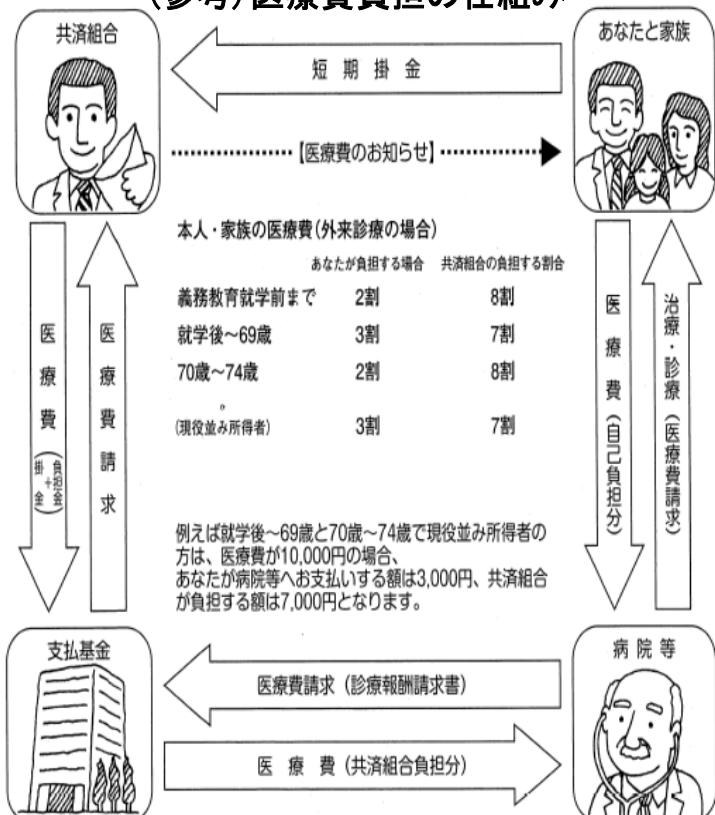
○医療機関を受診した際に、組合員又はその被扶養者の方が窓口でお支払いいただく金額は、医療費の一部(2割から3割)です。

残りの医療費(8割から7割)は共済組合が負担しています。

○共済組合が負担する医療費は、組合員の掛金等で賄われているため、医療費の増加は掛け率の引上げにつながります。

○医療費の抑制のため、次頁の取組にご協力ください。

(参考) 医療費負担の仕組み



医療費の抑制にご協力ください！

我が国の医療費は高齢化の進展や医療技術の進歩、生活習慣病など慢性疾患の増加など様々な理由で年々増加傾向にあり、国土交通省共済組合も例外ではありません。

共済組合が負担する医療費は、組合員の皆様からお預かりした掛金等で賄われているため、医療費の増加は掛金率の引上げにつながります。

共済組合制度の安定的かつ適正な運営にご理解いただき、医療費の抑制のために、お一人おひとりが日頃から健康づくりや医療機関の適正受診を心かけ、次のようなことをぜひ実践くださいますようお願いいたします。

～国土交通省共済組合の医療費の推移～

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
179.5億円	194.1億円	206.3億円	228.7億円	231.8億円 (過去最高額)

かかりつけ医を持ちましょう

自分や家族の健康に不安を感じたときに相談できる身近な「かかりつけ医」を持ちましょう。紹介状なしで大きな病院を受診すると費用が余計にかかってしまいます。

時間外・休日受診はなるべく避けましょう

休日や夜間など時間外の医療費は通常よりも高く設定されています。緊急時以外は、平日の診療時間内に受診しましょう。

重複受診は避けましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかることは、医療費の増加の原因となります。

薬は正しく使いましょう

自己判断で服薬を中断したり、飲み忘れてしまうと薬が無駄になるだけでなく、回復が遅れる原因となります。また、薬の飲み合わせによっては、副作用が出ることもあります。

ジェネリック（後発）医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ成分、同じ効能・効果をもつ後発医薬品のことです。新薬に比べて開発費が低く抑えられるため、安価に製造できます。

※令和6年10月から、ジェネリック医薬品がある薬で先発医薬品の処方を患者が希望した場合、両者の差額の25%を保険適用外とし、患者が負担する仕組みが導入されています

（参考）厚生労働省Webサイト https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

健康診査を必ず受けましょう

特定健診や人間ドックなどを毎年定期的に受けて、疾病を早期に発見できれば、適切な治療を受けられ快復も早く、治療費の負担が少なくすみます。年に1回は必ず健診を受けましょう。

～国税庁から確定申告に関するお知らせ～

確定申告はご自宅からスマホとマイナンバーカードでe-Tax！
医療費控除の確定申告は、マイナポータル連携が便利です！

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、**自動計算**で医療費控除を適用した申告書の作成ができ、計算誤りがありません。
また、作成した申告書は、**そのままe-Taxで送信**できます。
- マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に**自動入力**でき、申告書の作成がさらに便利です。
医療費の領収書の集計や入力の手間が省け、申告書の作成時間が短縮されるほか、医療費の領収書の管理や保管も不要で、メリットがたくさんあります。
- e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの
 - **マイナンバーカードとパスワード2つ**
① 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
② 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
 - **マイナンバーカード読取対応のスマホ**（又はICカードリーダライタ）

※マイナポータル連携で、1年間分の保険診療分の医療費の情報を取得できますが、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。

※事前にマイナポータルで代理人の設定を行うことにより、申告に含めることができますが、可能なご家族の医療費情報をマイナポータル連携で取得することができます。

※医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補てんされる金額を差し引いて控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。

作成コーナー



マイナポータル
連携の詳細



マイナンバーカードを
利用した確定申告案内

